

平成24年 第4回町議会定例会

議会ニュース

町政報告 (要約)



平成24年第4回町議会定例会が12月19日に招集され、報告2件、議案12件が審議され、同月21日に閉会しました。

そのあらましについてお知らせします。

はじめに

12月16日執行の衆議院解散総選挙は、「日本の政治に今求められているのは、政治の仕組みを大きく変えることか。あるいは今より政治を安定させることか。」の問いかけにどのような国民の判断が示されるのか注目される一方で、異例の12月国政選挙によって、国の平成25年度予算編成やその成立と執行時期の大幅な遅れが危惧されるところです。

また、選挙の争点の一つともなっている景気・経済対策にお

町政報告

国等への要請活動

11月21日東京・NHKホールで全国町村長大会が開催され、来賓の野田内閣総理大臣や各政党代表、国会議員など約1,500人が出席する中、全国931の町村長とともに出席しました。

大会直前に衆議院が解散したことを受け、大会では、藤原忠彦全国町村会長（長野県川上村長）が挨拶に立ち、「今後とも、町村長相互の連携を一層強固なものとし、直面する困難な課題に積極的に取り組んでいきたい。」と訴えたあと、野田内閣

いて、政府が既に2度にわたり決定した本年度予算予備費の執行確保や選挙後の新たな同対策のための補正予算編成によるその具体的施策や、規模、財源確保等の行方が、時期が迫っている地方自治体の新年度予算編成や行政運営にどのように影響してくるのか、今後の国政の動向に注視していかなければなりません。

総理大臣が「地域主権改革をこれからも着実に進めていくのが今問われており、国と地方が対等なパートナーとして、これからの重要な施策と一緒に相談しながら進めさせて頂きたい。」と挨拶、引き続き、平田参議院議長、森田総務大臣政務官、高橋全国町村議会議長会会長（群馬県榛東村議長）がそれぞれ挨拶を行いました。

議事では、町村行財政を巡る諸問題解決に向け、

- ・ 真の地方分権改革を強力に推進すること。
- ・ 地方交付税を還元・増額し、財源調整・財源保障の両機能を堅持すること。
- ・ 食料・木材自給率の向上により、農山漁村の再生・活性化をはかること。
- ・ 地域経済・社会の崩壊をまねくTPOPには参加しないこと。

など8項目の決議と、道州制の導入に反対する特別決議のほか35項目の大会意見が採択されました。

翌22日には水産業振興・漁村活性化推進大会が開催され、活力ある漁村づくりと水産基盤整備の計画的推進など8項目にわ

たる意見表明のあと、東日本大震災復旧・復興及び25年度水産業振興・漁村地域活性化対策に関する7項目の大会決議が採択されました。

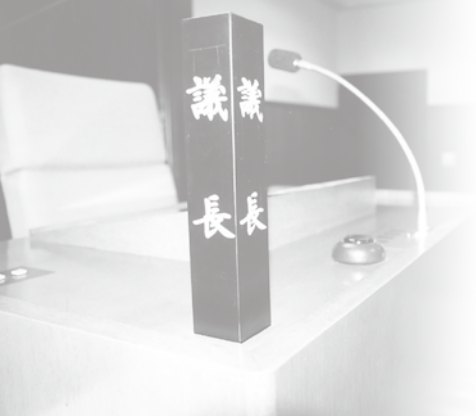
また、日程を前後して16日には、全国過疎地域自立促進連盟定期総会が開催され、25年度過疎対策関係政府予算・施策に関する要望・決議が行われました。

23年度各会計決算

翌年度繰越金2億330万円

23年度一般会計及び特別会計の歳入総額は35億8,561万4千円（前年度比16億8,345万7千円、31.9%減）、歳出総額は33億6,564万1千円（同17億2,035万6千円、33.8%減）、差引2億1,997万3千円（同3,689万9千円、20.2%増）で、翌年度に繰り越すべき財源を控除した実質収支は2億332万6千円（同4,636万4千円、29.5%増）となりました。

全会計の各種地方債残高は、45億4,632万円（前年度比2億29万1千円、4.2%減）、各種基金総残高



6億2,015万9千円(同6、884万9千円、12・5%増)、全会計期間中の一時借入金総額2億円(同4億円、33・3%減)です。

累積赤字の解消が、平成21年度において図られたことなどから、一般会計において約2億円余の繰越金が生じていますが、基金積立額は依然として全道市町村の中で低位にあることから、その積み増しへの対応や独立採算性を基本とする各特別会計への一般会計からの繰出金の現状、特別会計の運営収支改善のあり方などについては、受益と負担、公共サービス・行政サービス水準のあり方、地方交付税に大きく依存する財政構造や財政運営の硬直化等の視点からの現状認識の共有の重要性について、今後も議会並びに町民の皆さんの一層のご理解とご協力をお願いしていかねばならないと考えています。

福祉灯油・バスカード助成

昨年度と同じ基準で実施

11月1日現在の町内の灯油の平均価格は約92円で、昨年同期と比較して、1リットル当たり

約4円高騰しています。

このような状況を踏まえて、本年度も低所得世帯に該当する高齢者世帯や、障がい者世帯、ひとり親世帯に対する福祉灯油購入助成事業を昨年度と同じ助成基準により実施することとしました。

また、本町と余市町、小樽市などを結ぶ地域唯一の公共交通の維持確保が必要であることから、バス利用者の維持増大に努めることを目的とする地域公共交通活性化対策事業(バスカード交付事業)についても、昨年度と同じ基準により実施することとしました。

町単独の高校生通学費助成制度

25年度創設を検討

道教委は、古平高校の閉校に伴う生徒募集停止により、平成22年度から小樽市、余市町の高校に通学する生徒に対して通学費や下宿費にかかる保護者の経済的負担を軽減し、生徒の修学機会の確保に努めることを目的として「遠距離通学費等補助」を行っているところです。

この制度は、募集停止後5年間、募集停止となった前年度ま

で中学生であった生徒が高校を卒業するまでという、対象者と期限を定めた補助制度となっており、来年度から高校に進学しようとする町内の中学生は対象外となるものです。

このことから、来年度からは、同じ高校に通いながらも生徒の学年により通学費等の補助が得られる保護者と得られない保護者が生じることから、町ではその対策として、道教委の所得基準や対象通学校など現行の制度内容に準じた町単独の通学費等補助制度の創設を検討し、保護者の通学や下宿費にかかる経済的負担の軽減により、生徒の修学機会の確保に努めたいと考えています。

その場合、町の補助制度の創設には、町の規程整備と予算措置を伴うものですが、現在の中学3年生が受験高校を選択決定する時期が迫っていることから、道教委の制度期限切れ等の確認を踏まえた町の規程整備を急ぐとともに、25年度予算措置をめざすことを前提とした町の

対策の基本的な考え方を、学校及び保護者に対し早期にお伝えし、生徒及び保護者の不安解消に努めてまいりたいと考えています。

町道等除排雪事業

除排雪に関する懇談会を開催

本年度の除排雪事業計画は、除雪車出動基準一夜積雪深10cmを維持し、町道は、前年度と同じ102路線34・6km、公共施設については、2箇所増の8・6km、総延長43・2kmを常時除雪路線とし、うち町道及び公共施設総延長25kmについては、運搬排雪を実施するとともに、美国地区流雪溝の効果的な運用に努めます。

また、今後の除排雪事業の改善向上に資するべく、10月31日に町の除排雪対策に関する町内団体との懇談会を開催し、これまでの同事業の概要を説明して協力を要請した一方、事業の改善点などについての意見や要望を伺ったところです。

この冬の除排雪対策については、①道路幅員の確保に努めること。

これまでよりも道路の幅員を出来るだけ確保した除雪作業に努め、障害物や家屋、塀などの危険箇所を把握するためのスノーボールの増設を行うこと。

②堆雪場所の確保・増設を図ること。

道路の幅員確保により、これまでよりも堆雪場所の堆雪量が増えるため、堆雪場所の降雪回数を増やすほか、関係自治会等に対して堆雪場所の増設確保のための協力要請を行うこと。

③交差点部の見通しの安全確保を図ること。

国道や道道と交差する町道の見通しの安全性の向上を図るため、国道管理者及び道道管理者との積雪情報の共有と連携により、交差点部の降雪回数を増やすこと。

④運搬排雪作業の「2地区同時実施」を行うこと。

昨年度の試行実施を踏まえて、積雪状況の推移を把握しながら、美国地区と入舸地区及び余別地区での2地区同時の排雪作業の実施に努めること。

⑤住民への協力要請と情報提供に努めること。

除雪路線における障害物の事前排除への協力要請をIP電話や広報紙を活用して行うほか、排雪作業の実施予定路線をIP電話により予め周知し円滑な排雪作業に努めること。

などの改善に努めます。

なお、こうした除排雪事業の改善・拡充対策の取り組みを行うことにより、結果として年平均の降雪量の場合においても除排雪費用の増額が見込まれることとなるため、この冬の降雪量や除排雪実施状況の推移を見極めながら、必要に応じて適期に除排雪事業予算の増額補正措置を講じることとしたいと考えています。

泊原発周辺16市町村の新たな安全協定の動向

泊原発地元4町村を除く後志管内16市町村が締結をめざしている「泊発電所周辺の安全確認等に関する協定」に係るその後の経過については、10月上旬に道から後志町村会長に対して、当初協定案に対する市町村の意見等を踏まえた一部修正協定案が提示されたことから、関係16市町村が連携して対応の検討に取り組むため、10月16日に関係市町村長が協議の結果、後志管内16市町村で構成する「泊発電所周辺市町村協議会（会長・宮谷内蘭越町長）」を設置し、年内の協定締結をめざして、協議

を重ねる方針を確認したところ

です。

その後、11月5日に第1回目の泊発電所周辺市町村協議会が開催され、先に道から提示のあつた一部修正協定案について、佐藤道原子力安全対策担当局長から、道が実施する泊原発への立入調査に同行できることや、原子力損害賠償に関する補償事項の追加など、一部修正案の説明を求めるとともに、協定事項の追加拡大の方向性などについて意見交換が行われたほか、各構成市町村における対応状況についての情報交換が行われ、協議の継続が確認されました。

次いで12月17日、第2回同協議会が開催され、12月4日に同協議会会長宮谷内蘭越町長、同副会長山崎京極町長、同じく同副会長三浦仁木町長が、協議会を代表して柴田道危機管理監を訪れ、先の第1回協議会における道の一部修正協定案に対し、追加拡大を求める構成市町村長の意見を踏まえて、道へ協定案の再修正の申し入れを行った経緯と道から示された同要請に対する考え方について、報告がありました。

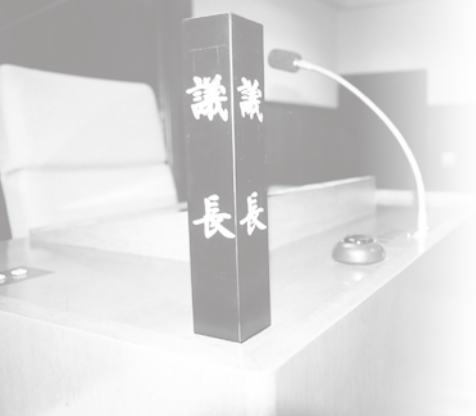
道へ申し入れた協定案の再修正要請事項は、

- ①計画等に対する事前了解について（現行協定第2条）
- ②新燃料等の輸送計画に関する事前連絡について（同第9条）
- ③風評被害に係る措置について（同第16条）

の3点についてです。

しかし、3点の再修正要請事項に対する道の考え方は、「風評被害に係る措置」の扱いを除き、いずれも先に道から提示された一部修正案の内容に対する考え方を踏襲した内容であり、本件を取り巻く現在の諸情勢の下では、これ以上の進展を強く求めることは極めて難しいと考えざるを得ないこと、また、場合によっては、これまで後志管内挙げて運動に取り組んできた16市町村による安全協定締結の実現の可能性も危惧されかねないとの印象を受けてきた旨の正副会長からの報告でした。

こうした報告を受け、同日の第2回協議会では、12月27日に3回目の協議会を開催し、最終的な関係16市町村長の意見を確認の上、年内に基本的な協定案をまとめ、早期に協定締結をめ



ざすことを確認しました。

当町としまして、本定例会終了後に議会全員協議会の開催のご配慮をいただき、これまでの町政報告や全員協議会での協議を踏まえて、以上のような経過と状況を改めて議員各位にご説明を申し上げ、ご意見を拝聴した上で、後志管内16市町村協議会の構成員である積丹町として新たな安全確認協定の締結に参加してまいりたいと考えています。

町長が議会で陳謝

㈱福井建設破産に関する対応

本年2月27日付け㈱福井建設の破産手続きの開始に伴う、同社と当町との請負工事等に係る4件の債権・債務に関しては、これまで議会に対し3月8日、3月13日、4月20日、6月26日、10月1日に町の対応の状況についてご報告をしてまいりましたが、その後の動向と対応についてご報告を申し上げます。

■第3回財産状況報告集会等について

12月11日札幌地方裁判所小樽支部で開催された第3回財産状

況報告集会等に副町長及び関係課職員が出席してきましたので、その概要をご報告します。

平成24年12月7日現在の同社破産財団の普通貯金の現在高は、479万7,897円（財団債権及び優先債権除く）、一般債権総額5,004万5,860円です。

今後の予定としては、年内に破産者所有の不動産の任意売却を終える予定であり、不動産の売却後は、破産管財人報酬の決定を受け、清算確定事業年度の申告に基づく税金を納付したのち、最終的な配当手続きに入る予定との同破産管財人から報告がありました。

今回の財産状況報告集会等では、平成25年3月26日と決定されました。

■債権・債務の個別事案に関する経過等について

1件目の「基幹作業道開設工事（平成22年度繰越明許費予算）」については、

町では、国・道の公共土木事業の急激な減少と町の財政再建に伴う建設事業抑制に苦心している情勢下で、地元建設業の発

注事業費の増大に役立てるべく、国補助の造林事業の事業採択に向け努力していたところ、町有林内の基幹作業道について、平成23年1月14日付けで同作業道開設工事（延長1,960m、幅員4m）の計画事業承認を受けたことから、同年6月2日に同社と同工事請負契約を締結し、工事が進められておりました。

しかしその後、工事の進捗が思わしくなく、同社長から同年10月20日までの工期内完成が難しい状況との申し出があり、協議の結果、同年12月15日まで工期の延長を承認し、延長工期内完成に向けて同社と工事促進の督励等の現場協議等を重ねておりましたが、同工事の最終工程の一部である路面安定処理工事（簡易舗装スタビ工法4力所、総延長692m）が、機材の現場搬入等施工準備に着手したものの、現場の著しい降雪に阻まれ、延長工期内での同工程の施工続行と完了は事実上不可能と判断せざるを得ない状況となりました。

造林事業者である町では、こうした計画時に予想できなかった

た緊急的な事態を迎えて、「請負者の㈱福井建設との対応」と「承認済の国費計画事業制度への対応」に係る2つの善処策について、庁内検討を急ぎました。その結果、「㈱福井建設との対応」については、

これまでの同社の経営歴史や国・道の公共事業及び町の各種建設工事の受注施行実績等を踏まえて、「融雪期を待つて完了させることができる。」との同社長からの工事施工協議簿により、実質的な跡請保証を得られたものと信用・信頼し、また、国の計画事業費の支出履行義務の期限も迫っていることを考慮し、同契約工事請負費の支出を実行せざるを得ないと判断し、同年12月28日に同費の3,087万円の予算支出を執行したものです。

その後、平成24年2月27日付けで札幌地方裁判所小樽支部から破産手続開始通知書が町宛に郵送されたことにより、㈱福井建設の破産の事実を初めて承知するとともに、同社による同基幹作業道開設工事の再開・完全履行義務を求めることが事実上不可能となる事態に至ったとこ

ろです。

なお、同工事発注に際しての一連の内部事務手続きである、指名業者の選定、入札執行、契約締結等の各段階においては、同社の破産の可能性は全く予見し得なかったため、従来からの工事請負契約と同様の契約条件としていたものです。

一方、「承認済の国費計画事業制度への対応」については、当該基幹作業道開設工事の事業費は、全額国負担による平成22年度繰越予算であるため、事業の完了期限、事業費の国の支出期限、計画事業の変更制限など計画承認を得るに当たつての事業制度上の条件や制約がありました。

本件工事のような予期し得ない工事請負者の破産による工事の中断の場合においても、承認済計画事業の制度条件のすべてを満たした事業目的の達成が確保できないような、工事の一部完成や一部工事の次年度への繰延施工等の計画事業の変更は、認められないこととされていたところでは、

そうした当該工事の事業制度上の条件や制約がある中での町

の対応措置判断としましては、

①このまま工事を中断・休止した場合には、国に対して造林事業者である町として、工事の完全履行義務を実行した上で、なおかつ、国の制度事業の完遂義務違反による国費計画承認済額3,176万2,500円の返還措置を講じなければならぬこと。従いまして、当該工事における未処理工程の路面安定処理工事を町が、その責任において町単独費で再発注し、かつ、国費の全額を返還するとなれば、町の財政的負担が極めて大きくなるため、可能な限りその負担を少なくする善処策を選択せざるを得ないと判断したこと。

②仮に、国の承認済計画事業費の返還措置を行った場合には、自治体としての当町にとつて著しく対外的な信頼を損ねかねないこととなる結果、本制度事業の翌年度以降の継続的な導入活用が抑制され、対象町有林の整備の遅れはもとより、町内建設事業や雇用環境などへの経済的波及の影響は計り知れないものがあり、特

に、財政再建途上における本制度事業の導入有効活用は、当町にとつて最も重要な施策の一つとして位置付けられてきていることへの影響の重大性も考慮せざるを得なかったこと。

③このほか、本件事案の場合において、このまま工事を中断・休止した場合には、現行の工事請負契約における完成保証人制度が、実質的に契約保証金制度へ移行しており、仮に、請負業者から工事契約違約金（契約額の10%相当額）を徴し、町が改めて残余工事の再発注を行うための工事費の再積算をし、業者選定の上、工事を再発注した場合においても、当初積算工事費より割高となり、結果として、町の新たな財政負担の発生が避けられないこと。

など、前述の①、②、③の観点からの対応措置判断をせざるを得ないとの結論に至りました。以上のとおり、国の制度事業としての当該基幹作業道開設工事においては、
(ア)造林事業者としての当町の同工事完遂義務の履行。

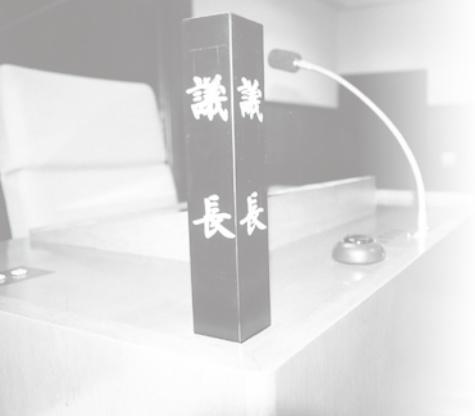
(イ)同制度事業の導入活用の歴史的経緯から見た、当町の今後の当該事業継続の重要性と影響回避。

(ウ)町の損害に係る新たな財政負担の縮減努力の重要性。

などを総合的に勘案し、熟慮の検討の結果、事情止むを得ないと最終判断し、前述のような工事請負業者（篠井建設）への対応措置を行ったものです。

なお、本件国の制度事業の完遂履行義務者としての当該基幹作業道開設工事の残余工事（路面安定処理工事）は、議員各位の深いご理解をいただき、本年3月16日に960万円の補正予算の議決を得て、入札発注し、同月29日付けで他業者と892万5千円で工事請負契約を締結し、5月16日に工事を完了したところであり、去る8月9日開会の議会総務文教常任委員会及び産業建設常任委員会合同所管事務調査において、議員各位に現地視察をいただいたとおりです。

2件目の「保育間伐業務（平成22年度繰越明許費予算）」については、



1 件目の基幹作業道開設工事

と同趣旨により国補助の事業採択に向け努力していたところ、町有林内の間伐・造材について、平成23年1月26日付けで同業務（間伐対象面積16・72ha、造材材積490^m他）の計画事業承認を受けましたので、平成23年12月19日に榑福井建設と入札による同業務の委託契約を締結し、翌年2月29日までの工期で業務が進められていました。

しかし、同社の破産手続開始とともに委託業務が中断したことから、それまでの同社に対する委託業務の出来形部分相当額88万1,370円については、同社への支払予算の執行は行わず、同社破産に伴う当町との債権と相殺することで、破産管財人との協議を経て、札幌地方裁判所小樽支部へ報告を終えたところでした。

また、保育間伐業務の未施工箇所については、基幹作業道開設工事の国の制度事業実施条件と採択条件が異なるため、改めて平成24年6月4日、国の事業計画承認を得て、他の業者と入札による委託業務契約を締結し、9月13日に全ての業務を完

了しています。

なお、同保育間伐業務の国の制度条件は、

(7)平成22年度繰越明許事業であることから、平成23年度末までに検査から支払までのすべての事務処理が終了しなければならぬこと。

(イ)当該業務は「間伐作業」、「集材作業」、「造林作業」、「土場施設設置」に作業区分され、完了したと見なされる作業区分に応じて国費が支払われること。

3 件目の「農道整備工事（平成22年度繰越明許費予算）」については、

国の交付金（地域活性化・きめ細かな交付金）を財源とした事業として、同工事（総延長545m、幅員5m）について、平成23年10月12日に同社と同事務負契約を締結し、工事が進められておりましたが、降雪等により工事の進捗が思わしくなく、同社社長から同年12月28日までの工期内完成が難しい状況との申し出があり、協議の結果、翌年3月15日までの工期延長を

承認しました。

同工事については、同じ会計年度内で完了ができ、かつ、町費の予算上増額分を除く交付金限度総額の中で、あらかじめ提出要望した他の多数の計画事業の実施が可能な事業制度条件であるため、当該国の地域活性化・きめ細かな交付金充当事業の内の一事業として、当初計画し工事を手しました。

しかし結果として、同社の破産により工事休止による未完成計画事業となり、国の同交付金の財源を充当できる条件を満たさなくなったため、工事出来形部分相当額の工事請負費については、同交付金の町費予算上置増額分充当事業に計画を振替措置し、現在、工事を休止しているところでした。

従いまして、当該工事における出来形部分相当額72万6,180円については、前述の保育間伐業務と同様に同社への支払予算の執行は行わず、同社破産に伴う当町との債権と相殺することで、破産管財人との協議を経て、札幌地方裁判所小樽支部へ報告を終えたところでした。

4 件目の「過年度工事費の町への未請求」については、

平成22年8月23日に発生した大雨による部分的な複数箇所の農道被害の災害応急復旧維持対策に関する費用総額339万円について、破産手続き開始とともに破産管財人から町に対し請求があったものです。

町では、その後、事実関係を確認するため、当時の担当職員を含む農林水産課職員に聞き取り調査等を行った結果、当時の担当者は、応急的な災害復旧維持対策ということで緊急性を要することから、現場の対策処置が直ちに対応できる旨の承諾を得た同社に対して、現況写真・図面により説明指示し、発注書や契約書の締結、更には見積書の提出などは求めず、口頭による随意契約として発注しており、また、その施工内容についても現場の現況事情の変化がかなり予想されることから、所管課長が専決できる1カ所当たり50万円未満の工事費と想定し、作業終了後の業者からの請求書の提出を待つて、現地確認により改めて町が積算し、請求内容との突合を行った上で、現行予

算の範囲内で支出予算の執行ができるものと判断し、工事を先行実施しておりました。

また、同時期の同年7月29日に発生した大雨被害による農道災害応急復旧維持対策費の請求書が同社から提出されましたが、その請求内容に現場の施工実績との不整合等があったため、同社長と内容の精査協議を幾度となく行った結果、最終的には平成23年3月18日に総額92万7千円の請求書が同社から提出され、同月31日に同額の支出予算の執行を行いました。

しかし、同年8月23日分の請求書については、結果として破産管財人から請求があるまで、同社から提出はなく、これまで町の支出予算の執行を行っていませんでした。

この平成22年8月の災害応急復旧維持対策費用339万円の未払いについて、町では、破産管財人からの請求書の根拠となる同社の作業日報や重機の手配明細書の提出を求め、当時の町保管の作業指示図面等から改めて調査、積算を行った結果、当該未払総額は2,958,378円が妥当であると判明し

ため、9月に破産管財人との間で同未払額の確認の協議を行い、同額で確定となりました。

従いまして、前述の2件の工事費と同様に、同社への支払予算の執行は行わず、同社破産に伴う当町の債権と相殺すること、破産管財人との協議を経て、札幌地方裁判所小樽支部へ報告を終えたところです。

■町の債権・債務の現状と今後の対応について

以上の4件の請負工事等に関する平成24年12月7日現在（平成24年12月11日開催、第3回財産状況報告集会等報告）の町の債権・債務は

「債権」

(7)基幹作業道開設工事に係る再発注工事請負額

8,925,000円

(4)農道整備工事契約違約金（工事請負金額の10%）

530,250円

債権合計金額

9,455,250円

「債務」

(7)保育間伐業務中途出来高額

881,370円

(4)農道整備工事中途出来高額

726,180円

(ウ)災害関連過年度未払額

2,958,378円

債務合計金額

4,565,928円

債権・債務差引総額

4,889,322円

となります。

(注)なお、債権合計金額（農道整備工事契約違約金を除く）からすべての債務を差し引いた場合の額は4,359,072円です。

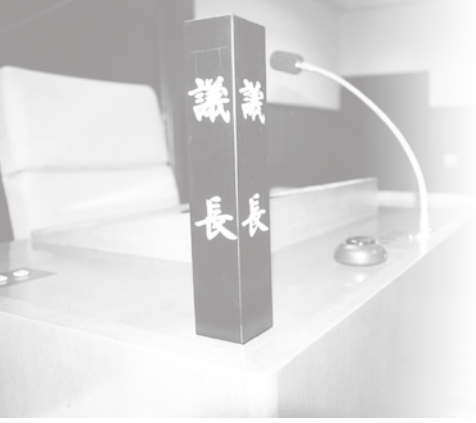
町では、先の第3回財産状況報告集会等で報告のあった明年予定されています最終配当の有無の報告を受けた後、町の残余債権（平成24年12月7日現在、4,889,322円）について、地方自治法に基づく不納欠損の事務処理手続を行う予定です。

■反省と今後の再発防止策等について

本件については、町発注工事実施中での企業の破産という異常な事態の発生に対し、初めて経験する対応の中から、建設工事等の発注・施工監理業務ある

いは町の契約事務や会計事務の処理方法など、長年の私共の行政事務の執行管理のあり方について、その検証を通じ、多くの反省と今後に生かすべき改善点の着実な実行の重要性を深く痛感しております。

景気低迷による町内経済の不況と基幹産業の厳しい不振が続く中で、これまで町民並びに議員各位のご理解とご協力をいただき、町を挙げて財政健全化へ懸命の努力を続けてきた過程におきまして、こうした町行政の一部事務処理や執行判断に、公正かつ適正を欠くとの疑問やご心配をおかけするような事態を招きましたことは、事由の如何を問わず関係職員はもとより、役場組織としても公務員の職務の遂行に対する信頼を損ねる事案であり、誠に遺憾であります。私はここに、本件に関しまして町のこの間の一連の対応に当たり、多大のご心配をおかけしつつも、深いご理解とご配慮をいただいてまいりました議員各位に対しまして、誠に申し訳なく、心より深くお詫びを申し上げます。そして、町民の皆様にも町政



を預かる立場から深くお詫びを申し上げます。

なお、私は今回の事態の発生を重く受け止め、既に退職した課長職1名を除き処分を行うことを決定し、12月19日付けで、本件の発生に関し管理監督の立場にあった管理職2名を訓告処分に、内部牽制の立場にあった管理職1名を嚴重注意処分に、関係事務処理に従事した担当主査職3名を注意処分といたしました。

今後は、今回の一連の経過を踏まえて、工事請負や委託業務の発注にあたり、
(7)町発注工事等の年間発注計画のバランスに配慮すること。
(8)事業内容に見合った工事費等の積算及び工事契約条項の見直し点検を行うこと。
(9)指名業者の選定、入札執行、契約締結等一連の事務処理に慎重を期すること。
(10)無理のない施工体制など施工計画の点検を十二分に行うこと。
(11)工事現場等の監督指導を徹底すること。
(12)問題等の発生に際しては、迅速な状況把握と速やかな上司

への報告を励行し、適切な指示を受けるとともに、その対処に最善を尽くすこと。

(13)契約書及び関係法令を遵守し、厳正かつ適正な会計事務 処理の徹底を行うこと。

(14)課内及び庁内の事務内部牽制の点検励行を徹底すること。

などの再発防止対策の徹底と職員の一層の育成指導に意を注ぎ、町民の信頼回復に努めてまいります。

重ねて町長が陳謝

後期高齢者保険料事務の遅滞 先の第3回定例会において、

当該事務の所管課職員の業務処理の遅滞により、多くの被保険者の方々に多大のご迷惑おかけした事案の発生とその対応につきまして、ご報告を申し上げたところでありますが、本件事案は公的医療保険行政はもとより、公務員の職務の遂行に対する信頼を著しく失墜させたことを痛感しております。

私は、こうした事案の発生を重く受け止め、当該業務処理の立場にあった職員2名について、既に退職した当時の担当課長を除き懲戒処分を行うことを

決定し、12月19日付けで、当時の担当主査職1名を減給処分に、当時の担当係員1名を注意処分といたしました。

今回の事案の検証と反省を十分に生かし、当該事務の公益性の重要性を再認識し、今後は、北海道後期高齢者医療広域連合との連携をより一層密にするとともに、課内における事務処理手続きの内部牽制の仕組みを徹底させるなど、厳正かつ適正な事務の執行確保による再発防止の徹底に担当課職員あげて取り組みとともに、その実効性の確保のための職員の育成指導に意を注ぎ、町民並びに町の信頼回復に努めてまいります。

只今ご報告申し上げました「榎福井建設破産に関する町の対応」並びに、「後期高齢者医療保険料賦課徴収事務の遅滞」、これら2件の行政事務執行において、いずれもその事務処理等の過程に適切さを欠き、かつ、複数年度の長期間に及ぶなど、異常な事態を招いた事実とその職責の重大性に鑑み、町長の私と副町長の給料の減額措置を講じ、町民並びに議会に對しまして、重ねて遺憾の意を表し、深

く陳謝を申し上げる次第であります。

なお、別途、本定例会の会期中に、「特別職の職員の給与の支給の特例に関する条例案」の制定に係る追加議案を提出いたしますので、特段のご理解を賜りたいと存じます。

総務課関係

暴力団排除に関する合意書

北後志5町村・余市警察と締結

全国的に暴力団排除の国民的機運が高まっている中で、本年8月の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の改正により、国及び地方公共団体の責務等に関する規定が拡充整備されたことを受け、北後志5力町村では11月末までに関連条例案制定の議会審議を了したところであり、当町でも第3回定例会で「積丹町暴力団排除条例案」が可決成立し、12月1日の条例施行に合わせて、同条例に基づく各種契約事務等に係る暴力団及び暴力団関係者の不当な介入を排除するための運用規程を整備しました。

11月29日、余市警察署の会議

室に北後志5力町村長が一堂に会し、森内余市警察署長と各町村条例及び関係規程に基づく「暴力団等の排除に関する合意書」の合同締結式が行われました。

今後、北後志5力町村では連携して暴力団の排除にあたり、余市警察署と緊密に相互連携の強化を図り、同対策の推進に努めていくことになりました。

企画課関係

後志広域連合の動向

後志広域連合会議は、11月13日に開催され、任期満了に伴う連合長選挙では、宮谷内留雄蘭越町長を選出するとともに、広域連合議会付議案件等についての審議を行いました。

第2回後志広域連合議会定例会は、11月27日招集され、23年度一般会計、国民健康保険事業特別会計及び介護保険事業特別会計の各決算認定について、また、24年度国民健康保険事業特別会計及び介護保険事業特別会計の各補正予算についての議案5件が審議され、全議案が原案

のとおり可決されました。23年度の主な事業実績については、

①税の滞納整理は、引受額1億6,656万3千円に対し徴収額は4,554万6千円、徴収率27・34%で、前年度比較で徴収額は1,057万6千円減、徴収率は8・49ポイントの減となっています。

②国民健康保険事業は、23年度末の被保険者世帯数1万655世帯、被保険者数1万9,344人となっています。

23年度会計決算の認定により、当町の23年度分賦金精算額3,439万円が確定し返還されます。

③介護保険事業は、23年度末被保険者数が1万7,996人で前年度同期比67名増加しており、要介護（要支援）認定者数は3,425人と前年度同期比141人増加しています。

国の「介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令」の改正により、第2号被保険者の負担率が変更になったことに伴い、包括的支援事業・任意事業に要する経費の公費負担割合が変更

となり、後志広域連合規約の一部を変更する必要があることから、地方自治法第291条の11の規定により各構成町村の議会の議決が必要となるため、別途、本定例会に関係する議案を提出しました。

住民福祉課関係

余市協会病院への財政支援

当町の負担121万円

余市協会病院から北後志5力町村に対する本年度の財政支援要請額は、23年度の救急医療体制収支赤字相当額約2,500万円（前年同額）です。

10月11日開催の北後志地域保健医療対策協議会総会においても、北後志地域住民の救急医療の確保の重要性の観点から、同病院の救急医療体制の維持存続を図るため、北後志5力町村が連携して要請に応えることを確認しました。

なお、支援負担額については、5力町村で協議を重ねた結果、昨年度と同様に各町村別の同病院救急患者利用実績を基本に算定することとし、当町への支援要請額は、総額の約4・9%、

121万3千円（前年度約3・8%、95万7千円）と決定され、係る経費について、別途、本定例会に関連補正予算案を提出しました。

福祉除雪サービス事業

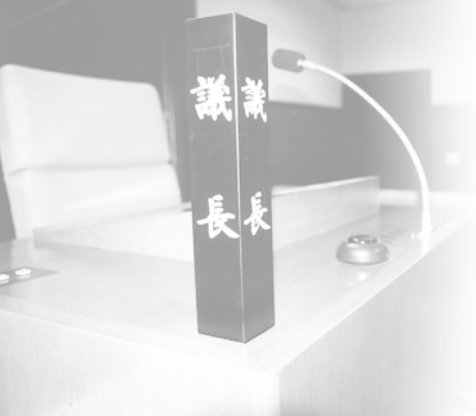
昨年と同水準のサービスで

高齢者等が居宅で自立した生活ができるよう独自の福祉施策の一つとして、冬期間における低所得の高齢者世帯や障がい者世帯の安全な生活環境の確保と負担軽減を図るため、これまで除雪回数や除雪の範囲を拡充して実施してきましたが、本年度においても、昨年度と同様のサービス水準で福祉除雪サービス事業を実施することとしました。

既に住民周知を行うとともに、本年度の除雪サービスを希望する世帯の事前把握に努めていますが、関係団体との連携強化を図りながら円滑な事業の推進に努めます。

インフルエンザ予防接種の状況

町民のインフルエンザ蔓延と重症化を未然に防止するとともに健康保持と医療費の抑制に資



するため、予防接種法で規定されている65歳以上の対象者を、町独自の施策として拡大し、町民の予防接種費用の負担軽減措置により、可能な限り多くの町民の予防接種を促すため、昨年度と同水準の住民負担により、10月19日から住民周知を進め、同月25日より接種を実施しています。

12月1日現在、予防接種希望者の総受付件数は690人（前年同期719人）で、受診した医療機関別に見ますと町立国保診療所が488人（前年同期490人）、小樽掖済会病院附属古平診療所が9人、余市町内の医療機関が97人、その他小樽市や札幌市等の医療機関が10人となっています。

国保診療所関係

24年度運営状況について

11月末現在の外来患者数の状況は、延べ6,359人（1日平均38人）で、昨年同期と比較して971人1日平均7人の減（前年度1日平均45人）という状況です。

また、余別、入舸管内からの患者送迎バスの運行については、11月末現在延べ817人（68日間運行で1日平均12人）で、昨年同期（67日間運行で延べ966人1日平均14・4人）と比較して149人の減（1日平均2・4人の減）という状況です。

商工観光課関係

町内の観光施設の利用状況

（社）北海道観光振興機構が行っている「来道者調査」の結果が公表され、24年4月から10月末までの道内への入込数は740万658人で、前年同期を約75万2千人（11・3％）上回っており、また、震災前の22年度と比較しても10万1,405人（1・4％）の増となっています。

11月現在の町内の主な観光施設の利用状況については、「水中展望船」は、10月24日で本年度の運行を終了し、団体客の入込み増加などから、売上金額が前年と比較して11・2％の増となりました。



「しゃこたん土産と喰い処方ムイ番屋」についても、10月31日をもって本年度の営業を終了し、売上金額は同様に前年比17・4％の増であるとの報告を受けています。

「岬の湯しゃこたん」については、11月末での入込数は約2・5％伸びているものの、売上金額は約4・8％減となっている状況です。

なお、岬の湯しゃこたんにつきましては、予定どおり12月から冬期営業対策を講じ、運営経費の縮減に努めてまいります。

農林水産課関係

森林整備事業等について

森林整備加速化・林業再生事業の婦美地区町有防風保安林3・92haの間伐施業が10月19日に着手し、明年1月下旬の完了を予定しています。

また、森林環境保全整備事業の「J.Tの森積丹」婦美地区町有林除伐委託業務による天然林除伐8・49haの施業が、11月13日に着手し、明年1月中旬の完了を予定しています。

完了した婦美地区の町有林間伐施業により搬出したカラマツ間伐材510³mの素材販売入札を11月6日に実施し、122万円で落札されました。

また、分収造林事業婦美団地（六地区）保育間伐施業により搬出したトドマツ間伐材400³mについて、札幌水源林事務所が素材販売入札を10月23日に実施し、町の分収分として30万円の収入納付がありました。

過去最低の水揚げ状況

前年比2億1,400万円減

後志管内沿海町村の水揚げ状況は、22年度の過去最低の水揚げを更に下回る状況で推移しており、東しゃこたん漁業協同組合の、11月末現在の総水揚げ高は、前年同期比約2億1,400万円減という非常に厳しい状況で推移しています。

こうした状況の中で、同漁協が本年度樹立した収支構造改善と財務基盤強化を図るための平成24年度から28年度までの新たな「漁協経営改善見直し計画」達成への影響が心配されているところだ。

ウニ種苗放流事業

17万2千粒を放流

東しゃこたん漁業協同組合のウニ種苗放流事業については、昨年まで鹿部町の北海道栽培漁業振興公社が生産したエゾバフンウニ10mmサイズを5月下旬に放流していましたが、同鹿部事業所の廃止に伴い、東しゃこたん漁協美国支所地先で採捕した母貝により、知内町・上磯郡漁協で人工採苗したエゾバフンウニ20mmサイズ17万2千粒を9月

下旬に放流する予定でしたが、海水温が高く時化が続いたため、12月3日に旧美国漁協地先に10万2千粒、旧積丹漁協（余別）地先に7万粒を、それぞれ放流が行われました。



▲ウニ種苗放流の様子（余別）

漁港整備事業

国の直轄漁港整備事業では、美国漁港の北護岸胸壁部改良60・37m、同舗装部改良213・35mが12月上旬に完成しました。

北海道が事業主体の道単独入舸漁港北護岸消波工設置工事は、5トン消波ブロック1000個の設置工事を12月下旬に着工し、明年3月末の完成を予定しています。

建設課関係

建設工事等の発注状況

40件、1億8,972万円
9月16日以降、12月10日現在までの建設工事等の発注状況は、土木関係4件、建築関係5件、計9件、工事契約金額3,056万1千円です。

この間に発注した島武意通り線土留柵改修工事、防災保管庫整備工事、婦美会館改修工事及び役場庁舎改修工事など全9件の工事については、12月10日までに完了しました。

委託業務では、土木関係2件、水道関係1件、農林関係2件、計5件、契約金額1,896万3千円で、婦美地区での除伐委託業務及び美国流雪溝巡回委託業務が現在実施中です。

これにより、12月10日現在の工事及び委託業務を合わせた発注総契約件数は40件、総契約金額1億8,972万3千円です。

国道浜西河地区の落石

対策と幌武意治山対策

本年3月7日に幌武意漁港地先国有林内で発生した雪崩対策について石狩森林管理署では、これまでに現地調査・設計を終え、雪崩防止柵17基の新設と老朽破損等が著しい12基の取替工事を12月下旬に着工し、明年2月末の完成を予定しています。

また、本年5月13日、国道229号浜西河地区内で発生した、財務省所管国有地から国道への落石（約3トンの単塊）対策については、関係機関に早期の恒久対策を要請してきたところですが、国道については、小樽開発建設部が落石防護柵延長117mの設置工事を、国道背後中腹までの国有林については、石狩森林管理署が土留工4基の設置工事をそれぞれ11月上旬に着工し、明年3月末完成の予定です。

山腹上部の財務省所管国有地の復旧治山工事については、後志総合振興局が明年度実施することになりました。

教育行政報告 (要約)



学校教育関係

学校の教育活動を進める中で

2学期は1年間で最も長く、学校行事が多く充実した学期でもあります。特に、学芸会や学校祭では、それぞれ自分たちが定めた目標に向かって達成した経験が自信となり、次の教育活動への大きな活力となったものと確信しています。

冬季休業について

冬季休業については、中学校が12月26日から・小学校が12月27日からです。冬季休業中の児童生徒の指導の充実を図るために、町内各学校の代表者等で構成する積丹町生活指導連絡協議会を開催し、児童生徒が規則正しい生活を心がけることや計画的な学習、外出時の注意事項な

どについて、関係機関と緊密な連携強化を図ることを協議したところです。

国際交流促進事業

9力国12名が児童生徒と交流

国際交流促進事業については、海外研修員との交流を通して様々な国の人々と理解を深め、国際感覚を身につけ国際協力への前向きな姿勢を培うことを目的に実施しています。

11月17日、18日の2日間、海外9力国から12名の留学生や研修員を町内の小中学校に派遣し交流を深めました。

留学生や研修員から、各国の自然や生活の様子・文化の違いについて学んだほか、遊びやゲームなどを通して、外国人から異国の文化を直接学び取る貴重な機会になったことと思います。

今後も国際交流等を通じた相互理解や国際理解を深める機会の提供に努めます。



▲美国中学校での様子

交流学級に

町内5・6年27名が参加

交流学級については、12月7日に町内の小学5年生と6年生の27名が参加し、美国小学校において開催しました。

6年生は昨年度に引き続き、本学級の目的である多くの個性と出会い、ふれあいの中からお互いの心を尊重し、新たな人間関係の中で個性の発揮ができるたくましい精神力を養い、中学校生活への円滑な移行ができる体制づくりを推進しています。

5年生は、初めて経験する交

流学級でありましたが、少数による学習の場から集合的な学習を体験することの効果は大きく、今後も引き続き実施してまいります。

教育委員の学校訪問

授業の状況を視察

学校の教育活動を教育施策に反映させるため、教育委員による学校訪問を10月10日、町内全小中学校で実施しました。

当日は各校長から学校経営状況について報告を受けた後に、児童生徒の授業の状況を視察し、また、学校給食の試食も併せて実施しました。

学校現場や教職員の教育指導状況を実地に見学することにより、今後における本町の教育施策の充実に資するよう、教育委員会では協議してまいります。

中学生新人バドミントン大会

長谷川真富君・吉田拓海君
全道大会出場へ

11月18日、仁木町山村開発センターで開催された第31回北海道中学生新人バドミントン選手権小樽・後志代表決定戦大会男子ダブルスで、美国中学校2年

生の長谷川真富君・吉田拓海君のペアが第2位となり、1月12日、13日の両日、釧路市で開催される全道大会に出場することとなりました。

全道大会での更なる健闘を期待しています。

生涯学習関係

社会教育事業

第3・4回リフレッシュ学級

第3回リフレッシュ学級（歴史探索会）を9月29日に、11名が参加し、町内の文化財を整理保管している旧幌武意小学校を拠点として開催されました。

参加者は、時間のたつのも忘れ、若かりし頃の思い出話に花が咲いていました。

また、第4回目のリフレッシュ学級ゲートボール体験が10月6日に、15名が参加し、積丹町B&G海洋センターで開催されました。

初めて体験した方もおり、簡単そうに見えて意外と難しいゲートボールに苦戦しながらも、和やかで楽しく温かみを感じたゲートボール体験となりました。

放課後子ども教室

延べ431名の児童が参加

放課後子ども教室については、5月17日から開始をし、10月末で39回開催しました。

参加児童数は、延べ431名、1回平均11・1人です。

子ども達は管理員の指導もと、集まり次第学習の復習を行い、その後に読書や工作、運動などに取り組んでいます。

また、月1回、会場を積丹町B&G海洋センターに移し、体力向上を目的とした軽スポーツやゲームを行っています。

今後とも、放課後の子どもの安全な居場所づくりと、規則正しい生活の指導に努めてまいります。



▲放課後子ども教室「お楽しみ会」

審議された案件

報告第1号

専決処分の承認を求める件

(平成24年度積丹町一般会計補

正予算(第4回)について

衆議院議員総選挙に係る経費

687万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億6,291万1千円にするものです。

(承認)

報告第2号

専決処分の承認を求める件

(平成24年度積丹町一般会計補

正予算(第5回)について

12月6日の暴風雪による公共施設被害に係る災害復旧費用195万円を追加し、歳入歳出予算総額を23億6,486万1千円にするものです。

(承認)

議案第1号

積平成24年度積丹町一般会計

補正予算(第6回)について

余市協会病院救急医療体制維持補助金121万3千円、福祉灯油購入助成費290万2千

円、地域公共交通対策費

350万円、減債基金等積立金1億9,159万円及び過疎対

策事業債財源充実に伴う財源更正など2億105万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億6,591万5千円にするものです。

(原案可決)

議案第2号

後志広域連合規約を変更する

ための協議について

介護保険の国保負担金の算定等に関する政令の改正により後志広域連合規約の変更が必要になったことから、地方自治法291条の11の規定により同連合構成町村の議会の議決を求めるものです。

(原案可決)

議案第3号

積丹町の区域内に生じた土地

の確認について

地方自治法第9条の5第1項の規定により余別漁港の埋立て新たに生じた土地の確認をするものです。

(原案可決)

議案第4号

積丹町の区域内の字の区域の

変更について

地方自治法第260条第1項の規定により余別漁港埋立地を字の区域に編入するものです。

(原案可決)

議案第5号

平成23年度積丹町一般会計決

算の認定について

議案第6号

平成23年度積丹町簡易水道事

業特別会計決算の認定について

議案第7号

平成23年度積丹町国民健康保

険事業特別会計決算の認定につ

いて

議案第8号

平成23年度積丹町下水道事業

特別会計決算の認定について

議案第9号

平成23年度介護福祉サービ

ス事業特別会計決算の認定につ

いて

議案第10号

平成23年度積丹町産業交流雇

用対策推進事業特別会計決算の

認定について

議案第11号

平成23年度積丹町後期高齢者

医療特別会計決算の認定につ

いて (議案5号から11号まで

いずれも認定)

議案第12号

特別職の職員の給与の支給の

特例に関する条例について

適正を欠いた複数の事務処理事案の発生に対する特別職としての職責の重大性に鑑み、町長及び副町長の月額給料をそれぞれ100分の40を1カ月、100分の15を1カ月減ずる措置を講ずるため、関係条例の制定を行うものです。

(原案可決)